

平成 28 年 9 月 12 日
 建築・都市整備・道路委員会資料
 都市整備局

市第 52 号議案 公有水面埋立てに関する意見提出について

1 提案理由

平成 27 年 2 月策定の「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」において、東神奈川臨海部周辺地区は、都心臨海部の 1 つに位置付けられ、東高島駅北地区の面的整備が主なプロジェクトの 1 つとされています。

上記の上位計画等に基づき、本市による水域の埋立てと組合施行による土地区画整理事業を一体的に行い、都心にふさわしい合理的かつ健全な土地の高度利用など、総合的な地域の再編整備を進めます。

平成 28 年 3 月には、当地区の公有水面の埋立てについて横浜港港湾管理者へ出願しました。

これを受け、同年 6 月に、横浜港港湾管理者から公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定に基づき、地元市町村長へ当地区の公有水面の埋立てについて、意見の聴取がありましたので、同条第 4 項の規定に基づき市長の意見の提出について議会にお諮りするものです。



【参考】公有水面埋立法（抜粋）

第三条第 1 項 都道府県知事は埋立の免許の出願があったときは遅滞なくその事件の要領を告示するとともに前条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書をその告示の日より起算して三週間公衆の縦覧に供しかつ期限を定めて地元市町村長の意見を徴すること。ただし其の出願が却下されるべきものであるときはこのかぎりではない。

第 4 項 市町村長は第一項の規定により意見を述べようとするときは議会の議決を経ることを要す。

2 横浜市長の意見(案)

上記のまちづくりを実現していくため、「この埋立計画は、国際都市横浜の業務機能等を支える新たな拠点づくりを推進するため必要である」旨の意見を横浜港港湾管理者へ提出します。

3 公有水面埋立免許手続きの流れ（予定）

平成 28 年						平成 29 年
3 月	4 月	6 月	9 月	10 月	12 月	1 月
○埋立免許出願	○願書縦覧及び意見書受付	○地元市町村長の意見徴取	【今回】 ○市長意見について審議	意見提出 ○港湾管理者へ認可申請	○国土交通大臣の認可	○埋立免許取得（告示）

4 今後のスケジュール(予定)

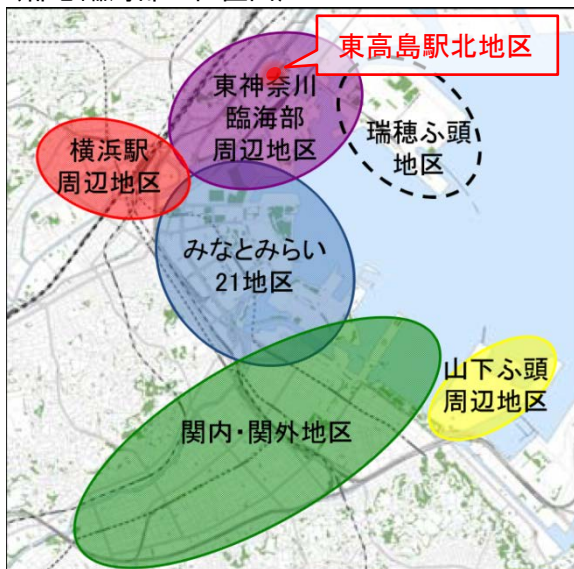
平成 28 年度 公有水面埋立免許、都市計画決定、組合設立認可
 平成 29 年度以降 基盤工事着手
 平成 33 年度以降 建物工事着手

【参考資料】

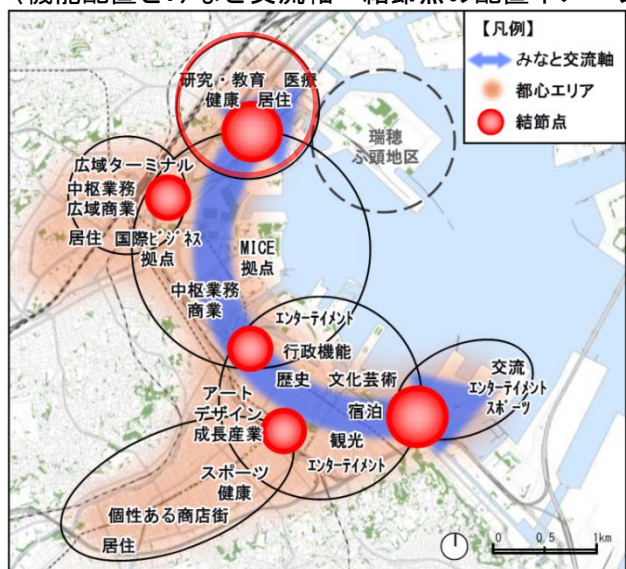
参考1 横浜市都心臨海部再生マスタープラン（平成27年2月策定）

東高島駅北地区を含む東神奈川臨海部周辺地区は、機能配置のイメージとして、「研究・教育、医療、健康及び居住」が掲げられている。

〈都心臨海部の位置図〉



〈機能配置とみなと交流軸・結節点の配置イメージ〉



参考2 東高島駅北地区土地区画整理事業において検討している基盤整備および導入機能

(1) 主な基盤整備

- ア 横浜駅周辺地区及びみなとみらい21地区へ接続する都市計画道路の整備
- イ 周辺地域の防災性向上に資する下水道施設、津波避難デッキや帰宅困難者一時滞在施設等の整備
- ウ 神奈川台場や水辺などの地域資源を活用したまちづくり
- エ 公園、広場、緑地の整備

(2) 主な導入機能

- ア 多言語対応した医療・福祉施設
- イ 都市型住宅
- ウ 国際交流機能 等

〈想定土地利用計画図〉

